明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○司法修習生の給与に関する暫定措置規則（最高裁一一）　一

〔告示〕
○自治紛争処理委員の調停に関する件（総務四三一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務六〇六）　二
○森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五〇六）　三
○円借款の供与に関する取極の修正に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五〇七）　三
○労働時間等設定改善指針の一部を改正する件（厚生労働四〇九）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二一〇一～二一〇八）　五
○保安林の指定を解除する件（同二一〇九～二一一四）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（経済産業二六五）　七
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一四五五）　七
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同一四五六、一四五七）　七
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の名称等を変更した件（同一四五八、一四五九）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局二四七）　八
○道路に関する件（四国地方整備局一一八）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件（九州地方整備局一三九）　八

〔国会事項〕
公聴会　八

〔人事異動〕
総務省　財務省　一〇

〔皇室事項〕
諸事項　一二

〔官庁報告〕
官庁事項
厚生労働省防災業務計画の修正について（厚生労働省）　一二
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（三重労働局最低賃金公示二～六、鹿児島同四）　一二

〔資料〕
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　二
閣議決定等事項　三

〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係　三
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

最高裁規則

最高裁判所規則第十一号

司法修習生の給与に関する暫定措置規則を次のように定める。

平成二十二年十二月九日

最高裁判所

司法修習生の給与に関する暫定措置規則

（給与の月額）

第一条　裁判所法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十四号）による改正後の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（以下この条において「改正後の裁判所法」という。）附則第四項後段の規定により読み替えて適用する改正後の裁判所法第六十七条第二項の規定により給与の支給を受ける司法修習生（以下単に「司法修習生」という。）の給与（裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百六十三号）附則第三項の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十四条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる旧裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）第八条第一項の規定による給与をいう。次条及び附則第二項において同じ。）の月額は、二十万四千二百円とする。

（裁判官の報酬等に関する法律等の準用）

第二条　裁判官の報酬等に関する法律第四条から第七条まで及び裁判官の報酬等の支給定日に関する規則（昭和三十六年最高裁判所規則第二号）の規定は、司法修習生の給与について準用する。

（扶養手当等の支給）

第三条　司法修習生には、一般職の国家公務員の例に準じて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を支給する。

（常勤の国家公務員を兼ねる司法修習生の給与）

第四条　司法修習生で常勤の国家公務員の職を兼ねるものには、司法修習生として受けるべき給与は、支給しない。